

議案第 49 号

丸亀市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
丸亀市立学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正したい。
令和 6 年 3 月 5 日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市教育委員会規則第 号

丸亀市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
丸亀市立学校の管理運営に関する規則(平成 17 年教育委員会規則第 14 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 2 章 学年、学期及び休業日 (休業日等) 第 3 条 休業日は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 冬季休業日(12 月 25 日から翌年の 1 月 <u>7</u> 日までの日をいう。) (6)・(7) 略 2～4 略	第 2 章 学年、学期及び休業日 (休業日等) 第 3 条 休業日は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 冬季休業日(12 月 25 日から翌年の 1 月 <u>6</u> 日までの日をいう。) (6)・(7) 略 2～4 略

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。